

議案提出について

議案「北朝鮮による核実験の実施及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議する決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員

1000

清森広源前高喜下久松小宮

彦敏代清一誠一伸子治誠人
邦一美和誠 浩広洋理 雅

議會議案第9号

北朝鮮による核実験の実施及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、去る9月9日、日本を初め国際社会の累次にわたる自制要請を無視して、核実験を実施した。また、同月5日には、日本海に向けミサイル3発を発射し、そのいずれもが日本の排他的経済水域に落下したほか、先月にも、日本の防空識別圏内に到達する弾道ミサイルを発射している。

北朝鮮が核実験の実施を強行したことや、ことしに入って弾道ミサイル等を21発発射したことは、日本の安全保障そのものに対する直接的な暴挙であり、断じて容認できるものではない。特に、核実験の実施は、関連する国連安保理決議の重ねての違反であり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。さらに、六者会合などで確認された朝鮮半島の非核化の方針にも違反するものであり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている。このことからも、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄並びに弾道ミサイル等の開発を停止させるため、北朝鮮を六者会合のテーブルにつかせることは急務である。

よって、本市議会は、唯一の被爆国としての立場に鑑み、北朝鮮による核実験の実施及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議するとともに、国際社会に対し、北朝鮮に対する過去の国連安保理決議等の実効性の確保のほか、追加制裁等を含む新たな国連安保理決議に向けた議論を加速させるよう強く求める。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「介護保険料負担年齢の引き下げ方針の撤回を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者
金沢市議会議員 大桑 初枝 代
" 広美 森田 昭
" " 嘉尾 森 昭

議会議案第10号

介護保険料負担年齢の引き下げ方針の撤回を求める意見書

介護保険制度は、今から16年前に「家族介護から社会で支える介護へ」をスローガンに掲げて導入されたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきた。その後も、負担ばかりが重くなり、いざというときの利用が困難となる制度改正が続き、何のための制度なのかとの不安が大きく広がっている。

こうした中、厚生労働省は、介護保険制度の改定を議論している社会保障審議会の介護保険部会において、保険料の負担対象年齢を現在の40歳以上から引き下げるとの検討方針を示した。また、20歳以上への拡大を求める意見も出されたとされている。20歳以上案については、制度導入時にも検討されたものの、保険給付対象になるまでかなりの年月を要する若年層に広く負担させることは、国民の納得が得られないとの声が広がった経緯がある。加えて、非正規雇用等に起因する不安定かつ低収入を余儀なくされている働く貧困層の増加が深刻化している若年層に新たな保険料負担を強いることにより、保険料の未納問題が発生するとの強い懸念も示されている。

被保険者の拡大については、将来の介護保険のあり方そのものを左右する大きなテーマであり、とりわけ40歳未満の国民にとっては、暮らしに直結する大きな問題である。保険財政が厳しいため、負担する人数をふやせばいいとの発想は、余りに安直であり、理不尽と言わなければならない。

よって、国におかれでは、保険料負担年齢の引き下げ方針を撤回し、必要な介護が保障される制度を目指すよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「共謀罪の立法化に反対する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員 大廣 桑田 初枝
森 尾 美嘉 代昭
〃 〃

議会議案第11号

共謀罪の立法化に反対する意見書

これまで3度国会に提出され、そのたびに人権侵害との国民の批判を浴びて廃案となってきた共謀罪の法律化を図ろうとする動きが強まっている。これは、さきの参議院議員通常選挙でも公約にすら入っていないものである。名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、対象も組織的犯罪集団に限るとされているが、日本弁護士連合会は、8月31日に会長声明を出し、共謀を処罰するという法案の法的性質は変わっておらず、組織的犯罪集団を明確に定義することは困難と指摘している。

共謀罪の本質は、犯罪が行われなくても犯罪を共謀したというだけで処罰するところにある。近代の刑罰法では、単なる発言だけでは、実行行為に至るかどうかは不明であり、思想・信条を処罰する危険性があるため、犯罪行為が実行された場合のみ刑罰の対象とする原則が確立されており、共謀罪は、この原則に反している。

導入の根拠とされる国連越境組織犯罪防止条例との関係についても、新たな立法を要するものではないとされており、世界ではその国の法制度のままで批准している国がほとんどである。また、対象犯罪が600以上と以前よりもふえ、対象団体も解釈次第でいくらでも拡大する懸念があるからこそ、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高いとして、国民の強い批判で廃案に追い込まれてきたのである。

よって、国におかれでは、共謀罪の立法をしないよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「所有者を確認できない土地、家屋の管理の徹底を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員 熊野盛雅夫人道
宮崎野玉

議会議案第12号

所有者を確認できない土地、家屋の管理の徹底を求める意見書

近年、土地、家屋所有者の死亡後、相続手続に長期間を要することも多く、また少子高齢化や核家族化、家族関係の希薄化などのため所有者や相続人を確認できない事例が全国的に多く見られる。

それが発生の一因となっている特定空家等が周辺の環境等に影響を与えたる、さらには公共事業の用地取得を困難にするなど、市民生活の安全・安心の確保とまちづくりに大きな影響を与えている。

所有者を確認できない土地、家屋への行政の関与は、国民の権利義務と財産権に大きく影響を与えることから慎重であるべきとはいえ、公共の福祉の増進を図るために何らかの対応が必要になってきていると言わざるを得ない。

よって、国におかれでは、相続登記の促進や相続人確認手続の簡略化など、関係省庁との連携を強化し、所有者を確認できない土地、家屋の管理が徹底されるよう、実効性の高い制度改善を早急に講じるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「チーム学校推進法の早期制定等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提 出 者
金沢市議会議員
野 和誠 浩広 洋理 邦一 雅
多沢 保村 水 林 嶺
源前 高喜 下久松 清森 小宮

議会議案第13号

チーム学校推進法の早期制定等を求める意見書

学校現場では、子どもの貧困問題や保護者等からの要望への対応など課題が複雑化・多様化しているほか、教員の長時間勤務の実態が明らかになるなど、学校運営に係る改革が喫緊の課題となっている。

このような中、国では、教員が総合的な指導を担う日本の学校教育の特徴を生かしつつ、教職員体制の充実を図るとともに、専門職員等が学校運営や教育活動に参画するチーム学校の構築が検討されている。

よって、国におかれでは、チーム学校推進法の早期制定に取り組むとともに、チーム学校の運営等の検討に当たって、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

- 1 学校や教員が携わってきた従来の業務を見直し、教員の業務の適正化を促進するとともに、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。
 - 2 教育現場の多様な課題に対応するように計画的な定数改善を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「子ども・若者の健全育成に係る法整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者	金沢市議会議員	熊長小宮玉安	野坂林崎野達	盛星雅	夫児誠人道前
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					
〃					

議会議案第14号

子ども・若者の健全育成に係る法整備を求める意見書

あすの社会を担う子ども・若者の健全育成は、全ての国民の願いである。統計上、刑法犯少年の検挙人員を初め、非行や問題行動を起こす少年はいずれも減少傾向にあるが、先月、埼玉県東松山市で少年グループによる殺人事件が発生するなど、社会を震撼させる少年犯罪が後を絶たず、子ども・若者を取り巻く社会環境に強い懸念が示されている。

これまで子ども・若者の健全育成に係る施策は、条例等で各地域に沿った取り組みが進められてきたが、昨今の子ども・若者をめぐる社会環境からその限界が指摘されており、国を挙げて子ども・若者の健全育成のあり方を検討し、国や地方自治体、地域社会、保護者等の責務を明確にした包括的、体系的な法整備を求める声がある。

よって、国におかれでは、子ども・若者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備等を規定した子ども・若者の健全育成に係る法整備を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地域の実情に即した都市農業の振興等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者	彦敏代	清一誠	一伸子	治誠人
金沢市議会議員	邦一	美和誠	浩広	洋理
水	森	源前高喜下久松	多沢保村林	小宮崎
田野	廣	高喜	保	崎
	源	下	村	雅
	前	久	林	
	高	松	崎	
	喜	小		
	下	宮		
	久			
	松			
	小			
	宮			

議会議案第15号

地域の実情に即した都市農業の振興等を求める意見書

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出や防災空間の確保など、重要かつ多面的役割を担っているが、農業従事者の高齢化や都市部における重い税負担などを背景に、全国の市街化区域内の農地は減少傾向にある。

このような中、国は、貴重な都市農地を守り、都市農業が持つ多様な機能を発揮していくため都市農業振興基本法を制定したほか、同法に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための都市農業振興基本計画を策定した。

今後、同計画に基づき、都市農業を安定的に継続していくための多様な扱い手の確保のほか、集約都市形成に合わせた都市農業の保全・活用を図ることとしているが、都市農業の基盤となる都市農地の利活用に関しては、各地域における都市計画法上の制限や固定資産税を初めとした税制の見直しなど、さまざまな観点から検討が必要である。

よって、国におかれでは、都市農業の振興に当たって、地域の実情に即した支援策を講じるとともに、適切な都市農地の保全・活用が図られるよう多面的な検討を進めよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議會議長 福田太郎様

提出者

金沢市議會議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

源前高喜下久松清森小宮

野多沢保村水林崎

和誠浩広洋理邦一

清一誠一伸子治彦敏誠人雅

議会議案第16号

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書

2014年発表の日本の子どもの相対的貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困状態にある。特に、ひとり親世帯では54.6%と、2人に1人強が貧困状態で、先進国で最悪の水準である。子どもの貧困は生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健などにさまざまな影響を及ぼし、子どもの将来に対する機会不平等のみならず、社会の安定にも深くかかわっている。

そのような中、貧困の連鎖を絶つことを目的とした子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、2年前には、教育支援や保護者への就労支援、経済的支援等を総合的に進める「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。しかしながら、地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めてはいるものの、大半の自治体がその基礎となる実態調査を行っていないのが実情である。同法の意義を十分に踏まえ、医療、保育を初めとする子育て世帯支援のための国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要がある。

よって、国におかれでは、子どもの貧困対策の推進と強化について早急に取り組むことを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方財政の充実・強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議會議長 福田太郎様

提出者

金沢市議會議員

野	和	清誠
源	高喜	一伸子
多	下久松	治彦
保	水清森	敏人
村	宮崎	
水		
清		
森		
宮		
崎		

議会議案第17号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援や医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策などさまざまな役割を担っているが、地方版総合戦略の着実な実行が求められるなど、新たな政策課題に直面しており、地方交付税を初めとした地方財政の充実がますます重要となっている。

このような中、国では、地方交付税の算定において「トップランナー方式」を導入することとしているが、これは民間委託を前提としたものであり、結果として地方財政全体の縮小につながるとの声が上がっている。

地方自治体の地方交付税等が削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであり、今後、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もった上で、増大する地方自治体の財政需要に見合った財源のほか、新たな課題等への対応を担う人材の確保を進める必要がある。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 地方交付税算定における「トップランナー方式」の導入に当たっては、地域ごとの人口や事業規模などの違いを考慮し、必要最小限にとどめること。
- 2 地域間の財源偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を進めるとともに、各種税制の改正等の検討に当たっては、地方財政に与える影響を十分に検証すること。
- 3 地方財政計画上のまち・ひと・しごと創生事業費などについては、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、一時的な財源から恒久的な財源へと転換を図ること。
- 4 地方交付税のあり方を引き続き検討するとともに、財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、新たな財政需要の把握のほか、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 5 復興交付金を初めとした復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後も継続すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「奨学金制度の拡充等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月21日

金沢市議会議長 福田太郎様

清一誠一伸子治彦敏人
和誠 浩広洋理邦一雅
野 多沢保村水嶺
源前高喜下久松清森宮

議會議案第18号

奨学金制度の拡充等を求める意見書

現在、国の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与され、その返済金を次世代の奨学金の原資としているが、利用者数が全大学生の4割程度に当たる約132万人と増加傾向にある。また、日本を除くほぼ全てのOECD加盟国において存在する給付型奨学金の創設を求める声も高まっている。

そのような中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、既存の各奨学金制度の充実を図るとともに、給付型奨学金の創設に向けた検討を進めることを盛り込んでおり、その早期実現が望まれている。

よって、国におかれでは、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することのないよう、また奨学金返済に係る負担軽減のため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 成績要件及び所得要件などで給付対象者の明確な基準を設けた給付型奨学金を創設すること。
 - 2 現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げるとともに、有利子奨学金から無利子奨学金への制度変更の流れを加速させ、無利子奨学金の残存適格者の解消及び低所得世帯の学力基準撤廃に取り組むこと。
 - 3 所得連動返還型奨学金については、既卒者への適用も視野に検討を進めること。
 - 4 制度改定に当たっては、安定的な財源を確保すること

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する